

ス ー パ ー 定 期

ご利用いただける方		単利型……個人のお客さま、法人のお客さま 半年複利型……個人のお客さまのみ（3年以上10年以下）
預入	期 間	定型方式…1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、 5年、7年、10年。 ※ 自動継続扱いができます。 期日指定方式…1か月超10年未満
	方 法	一括預入となります。
	金 額	1円以上300万円未満
	単 位	1円
払戻	一 括	満期日以降に一括払戻となります。
	一 部	・据置期間（預入日の1年後応当日）経過後は、1万円以上1円単位で一部払戻ができます。 【一部払戻の対象となる預金】 ・預入日が平成8年7月15日以降で、かつ個人に限定します。 ・預入期間は「3年、4年、5年、7年、10年の定型方式」および「3年超10年未満の期日指定方式」とします。 ・一部払戻後の残余部分は当初の約定利率を適用します。 ・一部払戻部分の利率は中途解約利率を適用します。
利 息	適用金利	店頭表示の利率（固定金利）を適用します。
	利払頻度	中間利払…単利型で約定期間が2年以上10年以下のものについて 約定利率の70%を1年ごとの応当日に支払います。 満期利払…解約利息（中間利払済の場合は、解約利息と中間利払利息との差額）を支払います。
	付利単位	1円
	計算方法	単利型…単利計算。1年を365日とする日割り計算とします。 複利型…半年ごとの複利計算。1年を365日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。
総合口座の取扱		個人のお客さまに限り取扱いできます。
	貸越極度	担保定期の90%で最高限度200万円です。
	貸越利率	担保定期の約定利率に0.5%を加えた利率となります。
税制上の取扱	個人の場合…分離課税（20%）又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人の場合…総合課税又は非課税	
中途解約の取扱	（1）単利型の場合 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（少数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①6か月未満 預入日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 預入日における6か月ものの	

スーパー定期

	<p>店頭表示利率×70% ③ 1年以上2年未満 預入日における1年ものの 店頭表示利率×70% ④ 2年以上3年未満 預入日における2年ものの 店頭表示利率×70% ⑤ 3年以上4年未満 預入日における3年ものの 店頭表示利率×70% ⑥ 4年以上5年未満 預入日における4年ものの 店頭表示利率×70% ⑦ 5年以上7年未満 預入日における5年ものの 店頭表示利率×70% ⑧ 7年以上10年未満 預入日における7年ものの 店頭表示利率×70%</p> <p>前項②から⑧までの基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。</p> <p>(2) 複利型の場合 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（少数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金について、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての期限前解約利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 預入日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 預入日における6か月ものの 店頭表示利率×70% ③ 1年以上2年未満 預入日における1年ものの 店頭表示利率×70% ④ 2年以上3年未満 預入日における2年ものの 店頭表示利率×70% ⑤ 3年以上4年未満 預入日における3年ものの 店頭表示利率×70% ⑥ 4年以上5年未満 預入日における4年ものの 店頭表示利率×70% ⑦ 5年以上7年未満 預入日における5年ものの 店頭表示利率×70% ⑧ 7年以上10年未満 預入日における7年ものの 店頭表示利率×70%</p> <p>前項②から⑧までの基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。</p>
満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）

金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。
当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成 28 年 1 月現在)

